

特別養護老人ホーム経営支援補助金における 「サービス改善計画」等の取組を公表します。

経営支援補助金と福祉サービス第三者評価

特別養護老人ホーム経営支援補助金の交付施設においては、平成 19 年度から、以下の取組を実施しています。

- 少なくとも 3 年に 1 度は第三者評価を受審
- 第三者評価を実施しない年は、第三者評価の利用者調査手法を活用した「利用者に対する調査」を実施
- 第三者評価等の結果を施設での利用者サービス向上のための取組につなげるために、「サービス改善計画・実施状況」を各施設が作成・公表

＜特別養護老人ホーム経営支援補助金とは＞

特別養護老人ホームが、介護保険制度に円滑に移行し、利用者サービスの維持・向上など、新しい時代の都民要望に応えられる施設となるため、特別養護老人ホーム経営支援補助を東京都独自に行っています。

公表している内容について

ここで公表しているのは、次のものです。

- 施設から東京都に提出された「サービス改善計画」
- 「利用者に対する調査」の結果報告書（これら調査を実施した施設のみ。）

サービス改善計画は「第三者評価」又は「利用者に対する調査」の結果に基づいて作成されています。

なお、「第三者評価」を受審した施設の評価結果は、「とうきょう福祉ナビゲーション」の第三者評価のページで公表しています。（事業所情報の詳細ページからも、「評価情報詳細」のボタンをクリックすれば見られます。）

※経営支援補助金交付施設においては「財務情報等の公表」の取組も行っており、第三者評価等の公表とあわせて、利用者への情報提供とともに、利用者サービスの更なる向上のために常に努力しています。

次のページより、「サービス改善計画」等を公表しています。

「福祉サービス第三者評価」を踏まえたサービス改善計画・実施状況

施設名	特別養護老人ホーム たちばなの園 白糸台	施設番号	K203
項目	前年度の評価結果に基づく現状分析 (平成28年度)	改善計画 (平成28年度末時点)	実施状況(予定を含む) (平成29年4月30日時点)
サービスの質の一層の向上について	利用者の幅広いニーズに応えられることができるサービスの質を更に高めるため、多様な方法により利用者一人ひとりの意向の把握に努め、より高い成果が得られるよう、必要に応じて、これらの取組みを見直している。 一方、これに関連し、利用者の個人情報の保護や日々の機能訓練等に一層努めることが望まれる。	トータルケア、個別サービス及びレクリエーションを推進し、利用者本位のサービスの提供を目指している。これに加え、平成28年度に策定した「看取りに関する指針」を整備し、検討を行った後、家族からの要望に応える形で、4月から看取り介護を開始した。28年度の家族懇談会では、介護支援専門員から、特養は終の棲家という使命からも、看取り介護に取組むこととしたと説明し、年度内で2件の実績となった。また、食事についても、選択食を6月から毎月1回とし、利用者の嗜好に応えられる機会を増やし、給食内容の更なる充実に取り組んだ。 一方、職員一人ひとりが、利用者の個人情報保護の意識をより一層醸成するとともに「特定個人情報取扱規程」及び「利用者に係る特定個人情報等の取扱要領」を制定し、個人情報等について適正な取り扱いができるよう努めた。 また、日々の機能訓練については、利用者の意思を尊重したうえで、楽しく訓練できるよう、取り組みを始めたところであり、他の施設の先進的な取り組みから学び、より安全で効率的な機能訓練の実施に努め、今後一層推進していく。	① 実施済み ② 実施予定(平成30年3月ごろ) 具体的には以下のとおりです。 年2回実施する全体研修の中で、個人情報に関する知識を周知できるように引き続き対応する。 機能訓練機器を新たに増やし、楽しく機能訓練ができるよう工夫する。また、機能訓練士が中核となり、介護職員が機能訓練技術を習得するよう研修等を構築する。
リスクマネジメント強化の取組みについて	施設の安全対策の課題について様々な意見が寄せられており、この報告の分析から再発防止策の検討につながりにくいこともあったため、事故とヒヤリハットの報告に改め、職員の意識改革に努めている。委員会では、対応策や再発予防策について、情報共有についても再確認している。	事故発生の防止の為に委員会では、安全対策の推進、施設設備の安全点検などを計画的に対応している。内部研修で「リスクマネジメント研修」を実施するなど、対応策や再発予防策について、情報共有を図りながら、再確認も行っている。また「事故発生防止及び事故発生時対応のための指針」の改正を含めマニュアル類を改正し、指針に沿ったものとなるよう更新を予定している。	① 実施済み ② 実施予定(平成30年3月ごろ) 具体的には以下のとおりです。 フロアごとに安全管理者を配置し、関係機関との連携を一層密にし、利用者の日常生活の安全確保、向上に努めている。また、左記委員会において、ヒヤリハットや事故報告を基に、再発予防を協議し、更に施設内部研修においても情報の共有を図っている。
日常生活に機能訓練を取り入れること、計画的な個別機能訓練について	日常生活に機能訓練をより取り入れる必要がある。地域の方がフロアで利用者に体操を指導してくれるなどの活動も実施している。一方、介護職員による日常生活における機能訓練の実施が十分でないと感じている。 個別機能訓練計画書を作成し、3か月ごとに評価、見直し、利用者の機能訓練の充実を図る必要がある。	利用者からは、地域の方の協力も得つつ、日々のフロアでのリハビリについて好評価を得ている一方、職員不足を理由に受け入れを制限せざるを得ないなど、十分なリハビリ・機能訓練が実施できない状況もあることから、平成29年度では社会福祉充実計画にも職員の労働軽減や機能訓練設備の充実を盛り込み、精力的に充実することを盛り込んでみている。個別機能訓練計画書を作成・活用し、的確なデータの把握、実績を積み上げていく。 また、これに伴う職員の育成・体制の充実については、資格・経験を考慮し職場の配置を決め、職員一人ひとりの力を生かし、理念、運営方針、事業計画等が実現に向けて業務に取り組むことができるように「個人目標設定カード」を作成している。さらに介護職員に関しては、「キャリア段位制度」導入に当たり職員が働き続けられるよう、定期昇給、賞与を実施し、全職員が年間128日の休日を円滑に取得できるよう労働環境改善に努める。	① 実施済み ② 実施予定(平成31年3月ごろ) 具体的には左記のとおりです。

※この様式は、「平成28年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱」の規定に基づき、利用者の皆様にお知らせするためのものです。

※「項目」は、第三者評価における「さらなる改善が望まれる点」などを参照に、施設が独自に決めています。

※第三者評価(又は利用者に対する調査)の結果は、施設において公表しているほか、「どうきょう福祉ナビゲーション」によりインターネットでも閲覧できます。